

薬事委員会について

開催日	原則、 <u>偶数月の第4月曜日</u>	
採用申請書の提出期限	緊急・臨時	随時。ただし、16:00 まで(休日を除く)に薬剤部に提出して下さい。16:00 以降の受付は翌営業日付受付とします。
	正規	<u>薬事委員会開催月(偶数月)の第1金曜日 17:00</u> までに薬剤部に提出してください。
仮採用薬の使用可能開始日	緊急	入荷次第。ただし、処方入力は原則、申請受付日の翌営業日。
	臨時	申請受付日から3営業日以上
	正規	原則、 <u>薬事委員会開催日翌週の火曜日</u> 。週明けに休日がある場合は変わってきます。院内使用については代替医薬品の在庫状況により変わってきます。
本採用決定日	仮採用決定日から4か月後の薬事委員会	
先発医薬品から後発医薬品の変更について	院内・院外共通採用又は院内採用の先発医薬品で後発医薬品(バイオ後続品を除く)がある場合は薬剤部で製剤工夫、供給体制、経済性等を総合的に判断した上で院内採用薬として正規採用薬への切り替えを薬事委員会に申請できることとする。この場合、院内・院外共通採用で院内削除となった先発医薬品は院外専用薬として処方できることとする。	

正規採用申請医薬品の申請日、使用開始日の例

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
					申請締切日	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2
	薬事委員会					
3	4	5	6	7	8	9
		使用開始日				